

厚生・産業常任委員会

◎ 開催日時 平成 27 年 12 月 14 日（月） 10 時 01 分～13 時 56 分

◎ 開催場所 第四委員会室

◎ 説明員 健康医療福祉部長、病院事業庁長および関係職員

◎ 議事の概要

【健康医療福祉部所管分】

1 付託議案

(1) 議第 149 号 平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 3 号）のうち健康医療福祉部所管部分について

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議題 154 号 滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議題 155 号 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

(4) 議第 165 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立長寿社会福祉センター（福祉用具に関する業務を除く。））

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(5) 議第 166 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立びわ湖こどもの国）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(6) 議第 167 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立障害者福祉センター）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(7) 議第 168 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立むれやま荘）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(8) 議第 169 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立視覚障害者センター）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(9) 議第 170 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立聴覚障害者センター）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(10) 請願第 10 号 修学資金貸付制度の拡充・強化ならびに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める意見書の提出について

〔結果〕 全員一致で採択すべきものと決した。

また、厚生・産業常任委員会として「介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充強化、介護福祉士養成に係る離職者訓練制度の継続実施等を求める意見書（案）」を提出することに決定した。

(11) 請願第 11 号 いのちと暮らしを守る県政について

〔結果〕 賛成少数で不採択とすべきものと決した。

(12) 請願第 12 号 滋賀県の看護・介護労働者の腰痛対策について

〔結果〕 賛成少数で不採択とすべきものと決した。

2 所管事項調査

(1) 医療福祉拠点としての県庁周辺地域の利活用方針（案）について

委員からは、特定の団体の拠点となるのではなく県民のための施設とするためには県として一定の関与が必要ではないか、などの意見が出された。

(2) 次期「滋賀県地域福祉支援計画」原案について

委員からは、民生委員や児童委員などについて、現在の仕事量を踏まえて検討されたい、用語についてもっと精査されたい、などの意見が出された。

(3) 国民健康保険改革について

(4) 基礎杭工事問題に関する対応状況等について

3 一般所管事項調査

4 意見書（案）

「介護報酬における地域区分の見直しを求める意見書（案）」については厚生・産業常任委員会として提出することは見送られ、各党派で判断することとされた。

「ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の保険適用および脳脊髄液減少症の

治療推進を求める意見書（案）」について、厚生・産業常任委員会として提出することに決定した。

【病院事業庁所管分】

5 所管事項調査

（1）小児保健医療センターの機能再構築について

委員からは、現在の課題をいかに解決し機能を充実させていくのかをスピード感を持ってしっかり議論されたい、などの意見が出された。

6 一般所管事項調査



委員会で配付された資料

- 1 平成27年度11月補正予算主な事業概要
- 2 指定管理者の指定資料
- 3 条例案資料
- 4 医療福祉拠点としての県庁周辺地域利活用方針案
- 5 次期「滋賀県地域福祉支援計画」策定について.
- 6 国民健康保険改革について
- 7 基礎杭工事問題に関する対応状況等について
- 8 小児保健医療センターの機能再構築について